

XI 畜産物流通の部

解 説

この部には、「と畜場統計調査」、「鶏卵流通統計調査」及び「食鳥流通統計調査」による畜産物の流通に関する統計を掲載した。

1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、畜産物に関する生産及び出荷の調整、価格安定対策等各種施策のための資料とすることを目的として実施した。

(2) 調査の時期

調査対象期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年間（毎月）

(3) 調査の対象

ア と畜場統計調査

と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づきと畜検査を行う都道府県及び地域保健法（昭和22年法律第101号）の規定に基づく政令で定める市の知事又は市長の許可を受けて設置された全てのと畜場

イ 鶏卵流通統計調査

全国の鶏卵集出荷機関のうち、鶏卵の年間集出荷量が10 t未満の鶏卵集出荷機関を除いた上で、鶏卵の年間集出荷量の合計が各都道府県における総集出荷量の60%以上となるまでの集出荷量上位の集出荷機関

ウ 食鳥流通統計調査

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づき都道府県知事の許可を受けて設置された食鳥処理場であって、年間処理羽数が30万羽を超える全ての食鳥処理場

(4) 調査の方法

ア と畜場統計調査

民間事業者が調査票を郵送又はオンライン（電子メール）により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送、ファクシミリ又はオンライン（電子メール又は政府統計共同利用システム）により回収する自計調査の方法により実施した。

ただし、調査対象者が関係諸帳簿の提供による調査を希望した場合は、関係諸帳簿を郵送、ファクシミリ又はオンライン（電子メール）により提供を受ける他計調査により実施した。

イ 鶏卵流通統計調査

民間事業者が調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送、ファクシミリ又はオンライン（政府統計共同利用システム）により回収する自計調査の方法により実施した。

ウ 食鳥流通統計調査

民間事業者が調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送、ファクシミリ又はオンライン（政府統計共同利用システム）により回収する自計調査の方法により実施した。

ただし、調査対象者が関係諸帳簿の提供による調査を希望した場合は、関係諸帳簿を郵送又はファクシミリにより提供を受ける他計調査により実施した。

2 用語の解説

(1) と畜場統計調査

ア と畜頭数

と畜場において、肉畜を食用に供する目的でと畜した頭数（切迫と畜頭数も含む。）をいう。したがって、と畜場に入場しても、と畜禁止あるいはと畜解体後の内臓検査等において病畜と判定され、枝肉の全部が焼却又は破棄されたものは食用に供されないため、と畜頭数から除外する。

なお、枝肉の一部が破棄されても残存部がある場合には頭数（1頭）として数える。

イ 枝肉生産量

都道府県別と畜頭数に、と畜場統計調査で把握した子牛若しくは馬の1頭当たり平均枝肉重量又は食肉卸売市場調査の結果から算出した豚若しくは成牛の1頭当たり平均枝肉重量を乗じて算出した。

ウ 成牛

生後1年以上の牛をいう。

エ 交雑牛

乳牛と和牛又は外国牛（肉用専用種）との交雑種をいう。

なお、和牛と外国牛（肉用専用種）との交雑種は、その他の牛に含める。

オ その他の牛

ヘレフォード種、アバディーンアンガス種、シャロレー種等の外国牛（肉用専用種）及び和牛と外国牛（肉用専用種）との交雑種等をいう。

(2) 鶏卵流通統計調査

生産量

食用、加工用、種卵等として生産された鶏卵の量をいい、収卵可能な奇形卵は含むが、収卵不可能な破卵、未熟卵は含めない。

(3) 食鳥流通統計調査

ア 食鳥処理場

家きんを食用に供する目的でと鳥し、と体・中ぬき及び解体を行う事業所をいう。

なお、調査の対象とする食鳥処理場には中ぬき及び解体の処理のみを行っている処理場は含めない。

イ 肉用若鶏

肉用鶏のうち、ふ化後3か月齢未満の鶏（「食鶏取引規格」（平成5年3月10日付け5畜A第435号農林水産省畜産局長通知）に規定する「若どり」）をいう。

ウ 廃鶏

採卵鶏又は種鶏を廃用した鶏をいう。

エ その他の肉用鶏

肉用鶏のうち、ふ化後3か月齢以上の鶏（「食鶏取引規格」に規定する「肥育鶏」、「親めす」及び「親おす」）をいう。

一般的に「地鶏」、「銘柄鶏」といわれるものを含むが、ふ化後3か月齢未満のものは肉用若鶏として扱っている。

[調査概要の詳細についてはこちらから](#)
[（農林水産省HPへリンク）](#)

この部についての照会先

統計部 生産流通消費統計課

電話(076)263-2161 内線3642

直通(076)232-4895